

公立大学法人大阪府立大学 第3期中期目標

公立大学法人大阪府立大学 第3期中期計画（素案）

（中期目標策定の基本的な考え方）

大阪府立大学は、平成17年度の公立大学法人化以降、第1期中期目標期間においては府立三大学を統合し、第2期中期目標期間においては府立工業高等専門学校を法人運営化や学域制度改革を行うなど、大規模な組織改革を実行してきた。

また、これらの組織改革を通して、全学教育研究組織の整備など教育研究体制の充実強化を図るとともに、教育の質を向上させる制度の導入、外部研究資金の獲得、分野横断的な研究体制の整備などの取組の拡充などにより、教育研究に大きな成果を挙げてきた。

さらに、公立大学に求められる地域貢献についても、企業や公的機関との連携による共同研究の推進や教育研究成果の地域への還元など、積極的に取り組んできている。

財政面においても、運営費交付金の計画的な削減に対応して、自己収入の確保と経費の抑制に継続的に取り組み、教育研究に必要な運営費の確保に努めてきた。

こうした取組を進める中、今後見込まれる少子化やグローバル化に伴う大学間競争の激化に対応していくため、平成27年2月、大阪府立大学と大阪市立大学において、両大学の統合により世界へ展開する高度研究型大学を目指して「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）が取りまとめられた。今中期目標期間においては、大阪府及び大阪府立大学は、大学統合による新大学の実現を目指し、大阪市立大学及び大阪市と緊密に協力して、準備を進める。

このような経過などを踏まえ、大阪府立大学がこれまでの大学改革の取組の継続と発展を図りながら地域社会及び国際社会で活躍できる高度な人材を育成するとともに、地域・産業界との強い連携のもと大阪のイノベーションを牽引できる高度研究型大学となるよう、また、大阪府立大学工業高等専門学校が創造力ある実践的技術者の養成を行うよう、以下のとおり公立大学法人大阪府立大学の中期目標を定める。

（基本的な目標）

公立大学法人大阪府立大学は、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することにより、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うとともに、その研究成果の社会への還元を図り、もって地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的としている。この目的を果たすため、以下のとおり取り組む。

（はじめに）

公立大学法人大阪府立大学は、平成17年4月の地方独立行政法人化以降、府立三大学統合や府立工業高等専門学校の法人運営化、学域制への移行などの様々な改革を進めつつ、教育研究等の取組を着実に実施し、多くの成果を社会に還元してきた。

平成29年4月から始まる第3期中期目標期間においては、これまで培ってきた強みを活かしつつ、改革の継続・発展を基本として、企業や他大学等との多様な連携強化による取組の創造と改善を進めることとし、本法人の第3期中期計画を次のとおり掲げ、活動成果の還元をもって社会に貢献する。

なお、取組にあたっては、「社会で活躍する応用力・実践力を備えた高度人材の育成」、「大阪からのイノベーションに繋がる研究の推進」、「グローバル展開に向けた環境の整備」の3つを重点的な目標として位置づけ、大阪府立大学（以下、「府大」という。）及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下、「府大高専」という。）のさらなる機能強化を図る。

教育においては、入学者選抜の改革や教育プログラム等の充実、教育の質保証のための体制整備等を進める。府大では、急速に変化する社会に対応した幅広い教養と高い専門性を備え、地域社会及び国際社会で活躍できる人材を、府大高専では、ものづくりの場でのリーダー的資質を備えた実践的技術者の養成を図る。

研究においては、分野横断的な研究体制や企業や他大学等との連携体制をより強化させ、研究水準の向上を図る。府大では、先端的な研究や異分野融合による研究を推進するとともに、社会的ニーズに対応した研究を推進し、「高度研究型大学」として現代社会の様々な課題の解決やイノベーションの創出に資する。府大高専では、ものづくり産業の発展に資する研究を推進する。

これらの活動におけるグローバルな展開に向けた環境整備に取り組むとともに、取組を支える経営資源の強化・活用を図り活動の持続的な発展に耐えうるものとする。

また、大阪市立大学との統合による新大学実現に向けた準備、連携・共同化を推進する。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

別表に掲げる学域、学部等及び研究科を置く。

II 教育研究等の質の向上に関する目標

（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標）

1 大阪府立大学の教育研究に関する目標

(1) 教育に関する目標

① 入学者選抜

大阪府立大学の教育目的・教育目標に沿った優秀な学生を受け入れるため、アドミッションポリシーに基づき、学力だけでなく多面的・総合的な評価を行う多様な入学者選抜を実施する。

② 教育目標及び教育内容

初年次教育の充実をはじめ、教養・基礎教育と専門教育の充実を図り、複雑化・多様化をし、急速に変化する社会において、幅広い教養と高い専門性を備え、地域社会だけでなく世界で活躍できる人材を育成するための教育を展開する。専門職種の国家試験の合格率の向上に引き続き努めるとともに、公的機関や産業界と連携した教育により実践力を兼ね備えた人材の育成を目指す。

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置）

1 大阪府立大学の教育研究に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

① 入学者選抜について

- ・アドミッションポリシーの検証を継続的に実施するとともに、それを踏まえた特別選抜入試などの多様な入試を実施し、国内外から様々な学生の受入れを促進する。＜大1＞
- ・高大接続システム改革の方針に基づき、学力だけでなく多面的・総合的な評価を行う入試のあり方の検討を進め、優秀な学生を受け入れるための入学者選抜を実施する。＜大2＞

② 教育目標及び教育内容

- ・学士課程教育の質の向上を図り、全学教員による教養・基礎教育、専門教育の充実に取り組む。特に、教養教育や汎用的な能力及び研究・職業倫理涵養のための科目の充実や、学生の主体的な学修を促進するためアクティブラーニングを活用した科目の拡充に取り組む。＜大3＞
- ・獣医師など専門職種に関する国家試験については引き続き高い合格率を維持できるよう一層の教育内容及び方法の充実に取り組む。＜大4＞
- ・地域再生（CR）副専攻などの地域志向型のカリキュラムに基づく教育を推進する。＜大5＞
- ・学域制の導入結果を踏まえて、教育カリキュラムや課程・コース編成の改正を行なう。＜大6＞
- ・大学院課程の教育研究の質の向上を図り、共通教育や高度な研究を通じての専門教育の充実に取り組む。高い専門性と実践力、倫理観を育成する教育を展開するとともに、研究指導の充実に取り組む。＜大7＞

③ グローバル人材の育成

グローバル化された社会で活躍できる人材を育成するため、異文化理解やコミュニケーション力などを重視した教育を展開する。学生の国際流動性を高めるため、海外からの留学生の受入れや海外への留学に対する支援制度を充実する。

④ 教育の質保証

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに基づいた教育の内部質保証のためのPDC Aサイクルを構築する。個々の授業科目においても、各教員がディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、教育の改善に向けたPDC Aサイクルを機能させるための取組を推進する。また、国際通用性のある教育カリキュラムを展開する教育体制の整備に取り組む。

⑤ 学生支援体制等の充実

学生の資質・能力を育むために必要な支援制度の充実や各種相談体制の整備、就職に関する支援、学習環境の整備等を推進する。障がい者の学ぶ機会をより一層拡充するため、支援の取組を進める。また、アジアをはじめとする海外か

・リーディング大学院のプログラムの全学展開等を通じて、産学協同で産業界を牽引する人材の育成に継続的に取り組む。＜大8＞

③ グローバル人材の育成

・異文化理解やコミュニケーション力などの基盤となる外国語運用力の向上と国際的な幅広い教養の育成を図るため、外国語カリキュラム充実や各種講座、英語論文指導などの取組を更に強化する。また、英語を使用する科目を増やし、より高度な能力の育成を図る。さらに、大学院課程における海外からの留学生受入れ環境の整備を進め、英語で学位を取得できるコースの拡大につなげる。＜大9＞

・海外における実践的能力を修得する機会の拡充を図るため、海外派遣プログラムや海外留学奨学金制度、認定留学制度などの海外への留学支援事業を強化する。また、優秀な外国人学生を受け入れるため、外国人留学生に対する支援制度を充実させ、学生の交流を促進する。＜大10＞

④ 教育の質保証

・学生の身に付けるべき能力とその到達度を明確化したディプロマポリシー達成のために、適切にカリキュラムポリシーが策定され、そのポリシーに基づいて教育が実施されているかについての検証体制を整備し、継続的に検証する。カリキュラムポリシーに基づく体系的なカリキュラムを整備・充実させるとともに、ディプロマポリシーに基づく適切な成績評価を実施する。＜大11＞

・ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、教員の教育力の向上に取り組む。ポートフォリオシステムや学生調査結果を活用し組織的な教育改善に取り組む。＜大12＞

・科目ナンバリングや英語による授業の導入を推進し、教育カリキュラムの国際通用性を向上させる。また、ダブルディグリープログラム等による学生の受入れ・派遣の拡大を推進するとともに、クォーター制を含め、本学に適切な学期制度の実現に向けた体制整備を進める。＜大13＞

⑤ 学生支援体制等の充実

・多様な学生への経済的支援、心身の健康支援、各種相談体制の整備等の学生生活を過ごすに当たり必要となる支援を充実する。＜大14＞

・アジアをはじめとする海外からの留学生の受入れ環境づくりを進めるため、

らの留学生を積極的に受け入れるための環境づくりを進める。

(2) 研究に関する目標

① 研究水準の向上

「高度研究型大学」として、現代社会における様々な課題の解決やイノベーションの創出に資するため、大阪府立大学の持つ強みを活用しつつ先端的な研究や異分野融合による研究を推進するとともに、社会的ニーズに対応した研究を推進する。

② 研究体制の整備等

個々の教員の自発的な研究を推進するとともに、幅広い社会的な課題に対応するため、分野横断的な研究体制で取り組む。他大学、研究機関、企業、地方自治体などと連携し、オープンイノベーションを推進するとともに、研究成果を広く発信し、連携を進展させる。また、研究の推進に当たっては、外部資金を積極的に活用する。

留学生へのチューターの配置や生活・経済的支援などの必要となる支援を行う。 <大 15>

・学生へのキャリアサポートの強化を図り、学士課程の就職率については95%以上を確保する。特に、留学生向け就活セミナーなどのキャリアサポートを充実する。また、就職先企業等における卒業生に対する評価の把握を計画的に実施する。 <大 16>

・障がいのある学生に対する支援として、合理的配慮の提供を円滑に実施する。 <大 17>

・学生の学習支援の充実や自主学習環境の向上を図り、学生アドバイザー制度をはじめとする取組やICTの活用などを推進する。 <大 18>

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

① 研究水準の向上

・現代社会における様々な課題の解決やイノベーションに繋がる研究の推進・成果の創出を図るため、経営資源配分のあり方を勘案しながら、先端的な研究や異分野融合による研究を推進するとともに、国際的な共同研究や社会的ニーズに対応した研究を推進する。また、世界的に卓越した研究を推進するため、本学の研究状況を把握し強みのある研究プロジェクトを選定するなど、優先的に支援する研究領域に対する支援を充実させる。このような取組を通じて海外からの研究資金の拡大を目指す。 <大 19>

② 研究体制の整備

・研究活動の活性化を図り、若手研究者や女性研究者への研究費支援を実施する。また、研究グループの自発的な組織化を促すとともに、多様なニーズに対応できる体制整備として、引き続き分野横断型の研究体制を拡充する。 <大 20>

・国プロジェクトへの共同申請やクロスアポイントメント制度の導入など、諸機関との連携による研究の推進に積極的に取り組む。また、得られた研究成果の効果的な発信を図り認知を得る。オープンイノベーションの推進に向け、オープンサイエンス体制の全学的整備を検討する。 <大 21>

・研究の推進にあたり、戦略的な外部資金の活用に取り組む。科学研究費補助金の教員一人あたり新規申請件数については0.7件以上を確保するとともに、獲得額の大規模化に取り組む。 <大 22>

(3) 地域貢献等に関する目標

① 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献

大阪府立大学の研究成果を広く発信・社会還元をし、地域社会・世界の発展に貢献する。実学に強みがある大阪府立大学の特徴を活かし、特に産学連携の取組の強化を通じて、大阪の産業活性化に貢献する取組を推進する。

② 生涯教育の取組の強化

府民・地域の生涯学習ニーズに対応するため、適正な受益者負担のもと大阪府立大学の知的資源を活用し、多様で質の高い生涯教育を受ける機会を提供する。また、交通の利便性を活かした都市部サテライトでの社会人向け公開講座の実施など、社会人の学習の場の提供に努める。

③ 地方自治体など諸機関との連携の強化

大阪府、府内市町村等との連携を強化し、具体的な政策課題等に対応した共同研究・共同事業を実施するなど、「大阪のシンクタンク」としての役割を果たす。また、大阪府の関係機関との人的・技術的な連携協力を進めるとともに、公的研究機関や国・諸外国の関係機関などと連携することにより、地域社会の課題の解決に貢献する。

(4) グローバル化に関する目標

大阪府立大学が「国際的な高度研究型大学」としてより一層発展するために、

(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

① 研究成果の発信と還元による産業活性化への貢献

- ・社会的ニーズに対応した研究を推進し、その研究成果の情報発信・企業等とのマッチングを進めるなど、成果を社会に還元する。特許においては、その質の向上を図るとともに、知的財産の充実と活用に取り組む。特に、早期技術移転の観点を踏まえ、年間の国内出願を **80** 件程度とし、企業等との共同出願比率 **75%** 程度を確保する。 <大 23>
- ・本学の研究シーズや研究環境、人材育成力等を活用し、産学連携の強化や中小企業ニーズの掘り起こしなどに取り組み、地域産業の活性化に貢献する。教員一人あたりの共同・受託研究件数については、年間 **0.7** 件以上を確保する。 <大 24>

② 生涯教育の取組の強化

- ・多様で質の高い生涯教育を受ける機会を提供するため、公開講座・セミナー等におけるアンケート等により、実施内容の検証・見直しを行い、府民のニーズの把握に努める。また、適正な受益者負担のもと、全学の知的資源の更なる活用及び学外との連携などにより、体系的でより充実した教育メニューを提供する。履修証明プログラムについては、3 コース以上の開設を目指す。 <大 25>
- ・都市部サテライトでの社会人向け公開講座の実施など、引き続き社会人の学習の場の提供に取り組む。 <大 26>

③ 地方自治体など諸機関との連携の強化

- ・大阪府、府内市町村等との様々な連携の取組を積極的に推進し、「大阪のシンクタンク」として、政策課題等への助言や地方自治体等との共同研究・共同事業などを実施する。 <大 27>
- ・本学の研究成果や技術力、人材育成力などを活用し、大学を取り巻く諸機関と連携し地域課題等に取り組むほか、それらに取り組む人材の育成を行う。また、学生によるボランティア活動・地域貢献を活性化させる。 <大 28>

(4) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ・外国人教員や海外で学位取得した教員の積極的な登用や、外国人教員の招へ

大阪にある公立大学としての優位性を活かしたグローバルな教育・研究・地域貢献活動の展開を図る。特に、アセアン地域諸国などのアジアの大学や大阪府・府内市町村とのグローバル化施策と連携しつつ取組を強化・推進する。

2 大阪府立大学工業高等専門学校に関する目標

(1) 教育に関する目標

① 入学者選抜

大阪府立大学工業高等専門学校の目的及び使命に沿った学生を確保するため、アドミッションポリシーを踏まえた効果的な広報活動と多様な入試を実施する。

② 教育目標及び教育内容

社会のニーズに即した創造力と高い倫理観のある、ものづくりの場でのリーダー的資質を備えた実践的 技術者を養成するため、学生が主体的に知識と技術を深めることができる教育を推進する。

いなどにより、国際的な教育研究への理解を深める機会を拡充し、教育研究活動のグローバル化を推進するとともに、学生や教職員の海外派遣の充実に取り組む。また、国際交流会館などを活用しキャンパス内での日常的な多文化交流を活性化させる。これらの取組を通じて、海外への学生派遣数 300 名以上達成を目指す。＜大 29＞

- 大阪府・堺市・近隣自治体の国際化推進施策と積極的に連携しつつ本学の取組を拡充する。引き続き海外の大学・機関との学術交流を通じてのグローバル化を推進し、特に、アセアン地域諸国などのアジアの大学を中心に、研究・留学・インターンシップを通じた学生の相互交流を積極的に進める。また、交流活動の活性化を図り、卒業後も本学との交流を継続する仕組みづくりとして、卒業・修了した留学生や海外在住の同窓会ネットワークなどを構築する。これらの取組を通じて、外国人留学生数 300 名以上を確保する。

＜大 30＞

2 大阪府立大学工業高等専門学校に関する目標を達成するための措置

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

① 入学者選抜

- 本校の目的及び使命に沿った学生の受入れを促進するため、中学生を対象とした体験入学や学校説明会などの取組をアドミッションポリシーの視点から検証し、より効果的な入試広報活動を進める。また、本科及び専攻科の入学者選抜において、アドミッションポリシーを踏まえた特別選抜入試などを行う。＜高 1＞

② 教育目標及び教育内容

- 本科及び専攻科において、豊かな人間性と社会性を身に付けた実践的技術者を育成するため、高い倫理観の涵養を目的とした一般科目やインターンシップの充実に取り組む。＜高 2＞
- 本科においては実践的技術者教育を充実するため、アクティブラーニングを活用した教育を進め、学生の主体的な学修を促進する。＜高 3＞
- 専攻科においては、PBL教育の検証を継続的に実施し、それを踏まえたエンジニアリングデザイン能力の充実を図る。＜高 4＞
- 専攻科生の研究能力の向上を図るため、府大教員による特別講義や研究室訪

③ グローバル人材の育成

グローバル化の進む社会のニーズに即した技術者を育成するため、海外の大学や企業と連携した海外インターンシップ派遣を積極的に推進するなど、グローバルな教育研究活動の展開を図る。また、大阪府立大学と連携した多文化交流方法の検討を進める。

④ 教育の質保証

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに基づく継続的な検証・見直しを実施し、教育の内部質保証のためのPDCAサイクルの拡充や社会のニーズに沿ったカリキュラムを展開する教育体制の整備に取り組む。

⑤ 学生支援体制の充実等

学生の資質・能力を育むため、学生の修学機会を確保するとともに、必要な支援体制の充実を進める。

また、学生及び地域社会のニーズに合わせて、工学に関連する幅広い分野への就職を推進するとともに、本科から大学への編入学や専攻科から大学院への進学など多様な進路に円滑に接続できるようにする。

問等のあり方を継続的に検証し、最先端の学術研究情報を提供するなど、教育の充実を行う。また、本科においても、府大教員による特別講義の導入や府大へのインターンシップ制度充実に取り組むなど、府大との交流機会を拡大する。＜高5＞

③ グローバル人材の育成

・グローバル化の進む社会のニーズに即した技術者を育成するため、海外の大学・企業と連携交流を推進し、特に、アセアン地域諸国などのアジアを中心に、専攻科生のインターンシップを通じた学生の交流を積極的に進める。＜高6＞

・高専間連携による海外短期留学事業を継続的に実施するなど本科学生に対するグローバルな教育活動を推進する。＜高7＞

・府大との連携により、留学生との交流など多文化交流を推進する。＜高8＞

④ 教育の質保証

・本科1学科制の教育システムの導入成果を踏まえつつ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、これに基づくカリキュラム等の検証・見直しを継続的に行い、教育の質向上に取り組む。＜高9＞

・教員間連携を中心としたファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、教員の教育力の向上に取り組む。ポートフォリオの活用を推進し、教育活動に対する評価を実施することで組織的な教育改善に取り組む。＜高10＞

⑤ 学生支援体制の充実等

・学生への経済的支援、障がいのある学生への支援などの学生支援、また各種相談体制の整備など、学生生活を過ごすに当たり必要となる支援を充実する。＜高11＞

・学生へキャリアデザイン支援計画の検証を継続的に実施することによりキャリアサポートの強化を図り、本科・専攻科の就職率については100%の水準を確保する。特に、女子学生へのキャリア支援を含めたキャリア教育の充実を図る。また、就職先企業等における卒業生の評価の把握を継続的に実施する。＜高12＞

・学生の多様な進路を確保するために、府大などへの特別推薦を継続する。＜高13＞

(2) 研究に関する目標

大阪府立大学との連携を深めながら、外部との共同研究の拡大を図るとともに、若手教員を重点に置いて研究業績を高め、大阪を中心とするものづくり産業の発展に資する研究を推進する。

(3) 地域貢献等に関する目標

① 研究成果の発信と社会への還元

研究成果を効果的かつ積極的に社会に発信し還元することにより、産業や地域社会の発展に貢献する。

② 公開講座や出前授業の推進

技術科学教育力を活かし、小・中学生など次世代の人材育成に資する取組を推進するとともに社会人対象のリカレント教育を検討する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長・学長のトップマネジメントを支える理事及び副学長の役割及び権限を明確化し、時代の変化に対応した、より機動的な運営体制を構築する。また、大阪市立大学との統合による新大学の実現を見据えて、法人業務、大学業務及び高等専門学校業務に対応した組織への見直しを図る。

2 組織の活性化に関する目標

教職員組織の活性化を図るため、多様な優れた人材の確保・活用・育成・登用を行うとともに教職員に対する評価制度を適正に運用する。また、機動的・

(2) 研究に関する目標を達成するための措置

- ・府大との連携を深め、外部の共同研究や各種プロジェクト等への共同申請を継続的に実施するなど、研究グループへの自発的な参加を促すことで、研究能力の向上を図る。＜高14＞
- ・大阪を中心とするものづくり産業の発展に資する研究能力を高めるために、若手教員への研究費配分等のインセンティブを付与することで、若手教員の研究水準の向上を推進する。＜高15＞

(3) 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

① 研究成果の発信と社会への還元

- ・産業界や地域社会に対して、本校の研究成果を効果的に発信するとともに、積極的に技術相談や共同研究等に取り組み、成果を還元する。＜高16＞

② 公開講座や出前授業の推進

- ・本校の知的資源を活かした小・中学生を対象とした出前授業・公開講座のあり方を継続的に検証し、出前授業・公開講座の拡充を図る。公開講座の件数は年間10件から15件を確保する。＜高17＞
- ・本校の教育研究の成果を活かした社会人対象のリカレント教育を検討する。＜高18＞

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・理事長・学長を支える理事や副学長の職務を明確化し、理事長・学長がトップマネジメントを発揮できる体制を整備する。また、データに基づいて課題の改善につなげるなどの取組の強化を図る。＜法1＞
- ・大阪市立大学との統合による新大学の実現に向け、法人業務と大学業務の整理を進めるとともに、法人業務と大学・高専業務に対応した組織への見直しを検討する。＜法2＞

2 組織の活性化に関する目標を達成するための措置

- ・府大において女性研究者の在職比率の増加や上位職への登用、キャリア形成支援の環境整備を推進し、女性教員比率21%の達成を目指す。また、優秀な

弾力的な組織運営に努めるとともに、柔軟な人事制度を創設し運用する。教職員の能力と専門性の向上を目的とした組織的・体系的なファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。

3 施設設備の有効利用等に関する目標

施設設備の有効利用や機器の共同利用の方策を検討し、効率的・効果的な運用を図る。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の確保に関する目標

外部資金獲得や寄附金確保に向けた組織的な取組の強化や、適正な受益者負担を検討するなど、自己収入の確保に努め、経営基盤の強化を図る。

2 経費の抑制に関する目標

各種経営指標分析を用いた経営効率化の取組や全学的な業務改善の取組を推進するなど、予算執行の適正化を推進し、運営経費の抑制を図る。

3 運営費交付金について

- 若手研究者の確保・育成を図り、テニユアトラック制度の普及定着を進めるとともに、教員の新規採用の原則国際公募化を実施する。＜法3＞
- ・法人職員の目標管理制度について適正に運用する。また、教職員の年俸制導入の適用範囲を大阪市立大学との統合を見据えて検討する。府大の教員業績評価制度について、適宜、見直しを行い適切に運用する。府大高専においては、教育中心の高専教員の特性に応じた教員評価制度について適正に運用する。＜法4＞
- ・柔軟な組織編制及び人員配置が行える機動的・弾力的な組織運営に努めるとともに、流動性の高い雇用形態であるクロスアポイントメント制度を創設し運用する。＜法5＞
- ・組織的な体制のもと、体系的なファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）を企画・実施し、教育や法人・大学・高専の業務に関する教職員の能力と専門性の向上を図る。＜法6＞

3 施設設備の有効利用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設の学外利用・料金化などに取り組むとともに、機器の共同利用を推進する。また、スペースチャージ制度の検討・導入を進める。＜法7＞

III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

- ・国や地方自治体の教育研究資金や、企業等からの共同研究・受託研究による資金などの外部資金獲得に向けた取組を強化し、年間 30 億円以上を確保する。引き続き、ふるさと納税制度を活用した寄附金募集や卒業生ネットワークを活用した募金活動を展開するとともに、各種料金の適正化を図るなど、自主財源の確保に努める。＜法8＞

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・経営指標分析を用いた経営効率化の取組や全学的な業務運営の改善方策を策定し、それを踏まえた予算編成方針・予算配分の見直しを行うなど、経費執行の適正化を推進する。＜法9＞

3 運営費交付金について

運営費交付金については、現状の水準は維持しながら、自己収入の確保と経費の抑制の取組を継続することなどにより、引き続き適正化に努め、教育研究に必要となる運営費を確保する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、自己点検・評価の体制を整備し、定期的に点検・評価を行い、その結果を改善に活かす。

2 情報の提供と戦略的広報に関する目標

自らの諸活動について広く情報を公開し、社会への説明責任を果たすとともに、教育研究の優れた成果・実績などについて戦略的に広報活動を推進し、メディアを通じたPRや各種大学ランキングへの反映など、より一層のブランド力向上を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備に関する目標

施設設備について、施設整備プラン等に基づき、耐震化や老朽化対策のための改修及び維持保全・更新を計画的に行い、教育研究環境の整備を推進する。

・運営費交付金については、現状の水準は維持しながら、教育研究に必要となる運営費を確保し、引き続き、自己収入の確保と経費の抑制などに取り組む。

＜法 10＞

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため取るべき措置

1 評価に関する目標を達成するための措置

- ・府大においては、部局及び全学の自己点検・評価を実施し、結果を教育研究活動等の改善に活かす。また、組織的なデータの整理・収集・共有化方法について検討し、大学IR機能の強化に取り組む。＜法 11＞
- ・府大高専においては、継続的な自己点検・評価を行うとともに、認証評価及びJ A B E Eを受審し、教育研究活動等の改善に活かす。また、組織的なデータの整理・収集・共有化方法について検討し、高専IR機能の構築に取り組む。＜法 12＞

2 情報の提供と戦略的広報に関する目標を達成するための措置

- ・シラバス等を含む教育情報や研究シーズなどの研究情報ははじめとする自らの諸活動について広く情報を公開する。オープンアクセスを推進し、オープンデータの具体化にも取り組むことによりオープンサイエンス体制の全学的整備を検討する。＜法 13＞
- ・パブリシティに効果的に取り組むとともに、ウェブサイトやソーシャルメディアなどの活用による戦略的な広報活動を推進し、ブランド力の強化を図る。また、様々な学生の受入れを促進する観点からの入試広報の、各種大学ランキングへの成果反映の観点からの情報発信の検討等に取り組む。＜法 14＞
- ・支援者や地域における本学への理解をより深めるため、後援会や同窓会等との連携を強化し、学生の諸活動への支援に取り組むとともに、その活動の情報共有や情報発信の充実に取り組む。＜法 15＞

V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

- ・施設整備・保全プラン（仮称）に基づく耐震化や老朽化対策のための改修、及び維持保全・更新など計画的な施設整備を実施する。＜法 16＞
- ・良好な教育研究環境を維持するため、計画的な研究・実験機器・システム等

2 安全管理等に関する目標

学生及び教職員が安全かつ安心して活動できるよう、教育研究環境を整えるとともに、学内の安全管理体制を整備する。また、安全教育や環境保全に関する研修の実施などにより、教職員及び学生に対する意識の向上を図る。

3 コンプライアンス・リスクマネジメントの強化に関する目標

研究公正の推進や研究費不正使用の防止などの不正事案の未然防止を図るため、内部統制の体制を整備し、コンプライアンスやリスクマネジメントを徹底するための取組を強化する。

4 人権に関する目標

不当にも人権が侵害されて良好な教育研究・職場環境が損なわれることがないように、人権尊重の視点に立った全学的な取組の充実を図る。

VII 大阪市立大学との統合等に関する目標

1 大阪市立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、「新・公立大学」大阪モデル（基本構想）を踏まえ、世界に展開する高度な研究型の公立大学を目指し、大阪府、大阪市及

の更新を行う。＜法 17＞

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

・教育研究環境の保全のため労働安全衛生法などに基づく安全衛生管理体制や大規模災害等の発生に備えた地域とも連携した防災体制を強化するとともに、各種研修や訓練を実施する。教職員及び学生に対するメンタルヘルスクエア対応体制や健康診断・相談体制の充実を図る。＜法 18＞

3 コンプライアンス・リスクマネジメントの強化に関する目標を達成するための措置

・学生及び教職員等が法令の厳格な遵守に努め、高い倫理観を持って行動できるよう、意識啓発等の取組を促進するとともに、不正な行為や様々なリスク事象が発生した場合に対して迅速・的確に対応するため、内部統制機能を強化する。＜法 19＞

・研究公正の推進と研究費不正使用の防止について、研究公正推進委員会を通じて具体的な取組を実施する。関係規程やハンドブックを学外へ公開するほか、研修等を実施し周知・理解の向上に引き続き取り組む。「研究費の不正防止計画」に基づく取組を徹底する。＜法 20＞

・情報セキュリティの基本方針等に基づき、情報システムの適切な管理とセキュリティ対策について、情報環境の変化に対応しつつ推進する。また、情報セキュリティ意識の啓発を継続的に実施する。＜法 21＞

4 人権に関する目標を達成するための措置

・ハラスメント防止ガイドラインの適切な運用を行い、ハラスメントの防止対策を徹底する。人権擁護に係る各種研修を実施するとともに、相談体制の一層の周知と充実に取り組む。＜法 22＞

VI 大阪市立大学との統合等に関する目標を達成するために取るべき措置

1 大阪市立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

・大阪府・大阪市・大阪市立大学と連携しつつ、新大学の実現に向け、組織や人事等の具体的な検討・手続を進める。検討にあたっては、学生、卒業生をはじめ関係者から広く意見を聴くよう努める。＜法 23＞

び公立大学法人大阪市立大学と緊密に連携を図りながら、法人統合から大学統合に至る準備が円滑に進むよう取り組み、今中期目標期間中を目途に新大学の実現を図る。

2 大阪市立大学との連携の推進

大阪市立大学との連携を強化し、法人・大学業務や教育研究の共同実施など、連携・共同化が可能なものについて、先行して実施する。

別表（学域、学部等、研究科）

大学名等	大阪府立大学		大阪府立大学 工業高等専門学校
学域、学部等	現代システム科学域 工学域 生命環境科学域 地域保健学域	工学部 生命環境科学部 理学部 経済学部 人間社会学部 看護学部 総合リハビリテーション学部	(本科) 総合工学システム学科 (専攻科) 総合工学システム専攻
研究科	工学研究科 生命環境科学研究科 理学系研究科 経済学研究科 人間社会システム科学研究科 看護学研究科 総合リハビリテーション学研究科	—————	—————

備考 「学域、学部等」の中欄に掲げる学部については、平成24年度入学者から学生募集を停止している。

・新大学の実現を見据えた現キャンパスの課題・方向性について検討する。

<法 24>

2 大阪市立大学との連携の推進

・法人業務や大学業務のうち、統合に先行して、連携・共同化ができるものについて、計画的に実施する。 <法 25>

Ⅶ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む）

以下、予算要求ベース

平成29年度～平成34年度 予算 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	68,188
施設整備費補助金	11,527
自己収入	32,748
授業料及び入学金検定料収入	30,165
雑収入	2,583
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	17,248
計	129,711
支出	
業務費	100,212
教育研究経費	84,937
一般管理費	15,275
施設整備費	11,951
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	17,548
計	129,711

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額67,186百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 30年度以降の人件費の見積りについては、29年度の人件費見積りを踏まえ試算している。

〔大阪府立大学の運営費交付金の算定ルール〕

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する計算方法により算定したもので決定する。

$$\text{運営費交付金} = 1 + 2 + 3 + 4 - 5$$

1 人件費＝「役職員人件費」＋「教員人件費」

- ・「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。
当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費＝「教育経費」＋「研究経費」＋「教育研究支援経費」

- ・「教育経費」：学域、学部、大学院の学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の学生見込数等を基準として算定。
- ・「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の教員数等を基準として算定。
- ・「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する学術情報センター運営費等経費相当額。
直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理費

- ・「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。
当該事業年度における経費を基準として算定。

4 特殊要因経費

- ・臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

5 運営費交付金対象収入＝「学生納付金収入」＋「雑収入」

- ・「学生納付金収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学料収入、授業料収入。
入学検定料、入学料、授業料は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・「雑収入」：当該事業年度の財産貸付収入、附属獣医臨床センター収入、公開講座収入等。
施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合がある。

[大阪府立大学工業高等専門学校^の運営費交付金の算定ルール]

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分により算定したもので決定する。

運営費交付金 = 1 + 2 + 3 + 4 - 5

1 人件費 = 「役職員人件費」 + 「教員人件費」

- ・「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。
当該事業年度の役職員、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費 = 「教育経費」 + 「研究経費」 + 「教育研究支援経費」

- ・「教育経費」：学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。
- ・「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。
- ・「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する図書館運営費等経費相当額。直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理経費

- ・「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。
当該事業年度に必要な経費の額を算定。

4 特殊要因経費

- ・臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

5 運営費交付金対象収入 = 「学生納付金等収入」 + 「雑収入」

- ・「学生納付金等収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学料収入、授業料収入、高等学校等就学支援金収入。
入学検定料、入学料、授業料は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・「雑収入」：当該事業年度の財産貸付収入等。
施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合があります。

2 収支計画

平成29年度～平成34年度 収支計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1 2 3, 9 9 2
業務費	1 0 7, 4 3 0
教育研究経費	2 2, 7 2 9
受託研究費等	1 3, 1 6 2
役員人件費	7 4 2
教員人件費	5 6, 6 9 4
職員人件費	1 4, 1 0 3
一般管理費	1, 6 2 3
財務費用	5, 0 5 4
雑損	0
減価償却費	9, 8 8 5
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	1 2 3, 9 9 2
運営費交付金収益	6 7, 8 8 8
授業料収益	2 1, 9 3 6
入学金収益	4, 2 2 8
検定料収益	1, 8 9 8
受託研究等収益	1 3, 1 6 2
補助金等収益	3, 0 1 6
寄附金収益	1, 6 6 8
財務収益	3 8
雑益	2, 5 4 6
資産見返運営費交付金戻入	1, 8 4 0
資産見返補助金等戻入	1, 4 5 7
資産見返寄附金戻入	1, 5 3 3
資産見返物品受贈額戻入	2, 7 8 2
臨時利益	0

純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託研究収益及び共同研究収益を含む。

3 資金計画

平成29年度～平成34年度 資金計画 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	131,514
業務活動による支出	111,426
投資活動による支出	5,244
財務活動による支出	11,705
次期中期目標期間への繰越金	3,139
資金収入	131,514
業務活動による収入	118,447
運営費交付金による収入	68,188
授業料及入学金検定料による収入	30,165
受託研究等収入	13,162
補助金等収入	2,526
寄附金収入	1,860
その他の収入	2,546
投資活動による収入	11,565
施設費による収入	11,527
その他の収入	38
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,502

Ⅷ 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額 23億円
- 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XI 地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 総合教育研究機構棟新築整備 ・ 生命環境関連整備 ・ 特別高圧変電施設建替え整備 ・ 中百舌鳥学舎環境整備 ・ 小規模改修	総額 11,951	施設整備費補助金(11,527) 運営費交付金(424)

注) 中期目標を達成するため、必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や改修等に伴う臨時的な経費が追加されることがある。

なお、各事業年度の施設整備費補助金及び運営費交付金は、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

質の高い教育研究機能を保持しつつ、教育研究活動の活性化に資する適正な人事制度の運用を図る。

また、教育研究支援の向上に資する観点から事務職員等の適正配置に努める。

（常勤教職員数） 880人程度（統合準備要員は別途配置する）

3 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

教育、研究に係る業務及びその附帯業務

4 中期目標期間を超える債務負担

大阪府立大学

(PFI の事業)

総合教育研究機構棟新築整備

・事業総額：4,026百万円 ・事業期間：平成17～49年度（33年間）

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標期間 小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	123	123	123	123	123	123	738	2,131	4,026

生命環境科学研究科棟新築整備

・事業総額：13,709百万円 ・事業期間：平成18～50年度（33年間）

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標期間 小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	408	409	409	409	409	410	2,454	8,312	13,709

中百舌鳥学舎改修整備

・事業総額：12,935百万円 ・事業期間：平成21～39年度（19年間）

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	中期目標期間 小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費補助金	1,148	1,283	1,283	1,283	1,198	1,198	7,394	3,562	12,935